

8款 土木費 2項 道路橋梁費

(単位:千円)

道路橋梁総務費		都市整備課			
総 額	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
18,399				120	18,279
【施策の実施】 道路橋梁総務に関する事業					
【施策額の内訳】					
(1) 旅費				37	千円
(2) 消耗品費				772	千円
(3) 街路灯等電気料				7,280	千円
(4) 街路灯修繕(8件)、公用車(12ヶ月点検(1件)、車検(2件))				1,366	千円
(5) 道路賠償責任保険				647	千円
(6) 道路台帳整備委託				6,319	千円
(7) データ使用料				53	千円
(8) 借地料				456	千円
(9) 負担金				1,388	千円
(10) 補助金				81	千円
				18,399	千円
【施策の評価】 道路台帳整備業務委託を毎年実施しており、市道の適正管理に努めているが、開発等による新規市道の認定が増えていることから、台帳整備の遅れが生じている。今後も多くの開発が計画されている事や数年後に、県道移管が予定されていることから、状況に応じた台帳整備を行い、市道の適正管理を行う必要がある。また、近年老朽化が進む道路施設の適正な維持管理のため、将来的には膨大な道路施設のデータベースによる一元管理化を行い、計画的・効率的な補修計画により維持管理費のコスト縮減を図ることが必要である。 道路照明についても老朽化が進んでおり、適正な維持管理のため、状況に応じた改修が必要である。また、電気使用料が上がっていることもあり、照明灯のLED化などを進める事で維持管理費のコスト縮減を図る必要性がさらに増してきている。					
道路維持補修事業		都市整備課			
総 額	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
142,865	1,782	10,582	35,800	50	94,651
【施策の目的】 道路の安全な交通環境を確保するため、道路施設全般の機能維持を図る。					
【施策の実施及び施策額の内訳】 (繰越)					
(1) 工事費(1箇所)				4,677	千円
(現年)					
(1) 修繕・手数料、消耗品 他(126件)				32,565	千円
(2) 分筆委託				5,572	千円
(3) 道路補修委託・道路清掃委託				4,519	千円
(4) 工事費(9箇所)				39,086	千円
(5) 原材料費(砕石、レミファルト、杭木)				3,829	千円
(6) 用地費(1件)				278	千円
(7) 物件補償 セットバック(5件)				3,097	千円
(8) 西鉄小郡駅前モニュメント点検委託				209	千円
(9) 街路樹管理委託・立木等伐採委託				47,174	千円
(10) エレベーター維持管理委託(2基)				977	千円
(11) 雑草等除去委託				288	千円
(12) 不法投棄ごみ・家電リサイクル品処理委託				497	千円
(13) 備品購入費				97	千円
				142,865	千円
【施策の評価】 市道の不良施設箇所の改善等を行い、適正な維持管理に努めている。また、道路後退の拡幅整備を行い、市民の安全性・利便性の向上に取り組んでいるが、近年は、通学路、生活道路の安全性向上(側溝の有蓋化など)や道路冠水箇所の解消の要望が多く、今後も整備を進める必要がある。 R4は地域への雑草等除去委託を新たに開始し、また、道路支障となる不法投棄ごみ等の処理委託を加えた。今後も地域の状況等に応じて、道路管理に必要な施策を実施していく。					

下町・西福童16号線整備事業(4期事業)					都市整備課
総 額	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
80,145	38,149		36,700	3,639	1,657
下町・西福童16号線(4期事業) L=325m W=19m H28～					
【施策の目的】					
本路線には病院や店舗等が隣接しており、生活道路としても重要な幹線道路である。また、物流車両が非常に多く、朝夕を中心に渋滞が発生しているとともに、歩道がなく危険な状況である。					
市西部地区を南北に縦断する重要な幹線道路(都市計画道路)として整備することで、交通渋滞の解消や歩行者等の安全を確保し、道路ネットワークを構築する。					
【施策額の内訳及び実施】					
(繰越)					
・ 用地費	6,328 千円	1 件	(用地買収、A=110.63㎡)		
・ 補償費	39,130 千円	2 件	(物件等移転補償)		
合計	45,458 千円				
(現年)					
・ 用地費	17,077 千円	3 件	(用地買収、A=384.29㎡)		
・ 補償費	17,610 千円	7 件	(物件等移転補償)		
合計	34,687 千円				
【施策の評価】					
R4年度は、4件の用地取得を行い、先発区間(約200m)の用地取得が完了した。					
R5年度は、先発区間の道路工事に着手する。					
大保駅北歩道整備事業					都市整備課
総 額	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
7,826	4,301		3,100		425
大保駅北歩道整備事業 L=220m W=2.0m H30～					
【施策の目的】					
現在、西鉄天神大牟田線の西側にある市道祇園・三沢29号線(旧県道久留米小郡線)は、交通量が多い上に路側帯も無く、歩行者は歩道もない状況で通行している。また、通学路についても安全に通学できる道路が少なく、交通安全プログラム要対策箇所となっている。そのため、西鉄天神大牟田線の東側に歩道を新設することにより、通学路と地域間往来の安全の確保及び利便性の向上が図られる。					
【施策額の内訳及び実施】					
・ 用地費	7,622 千円	2 件	(用地買収、A=236.58㎡)		
・ 補償費	204 千円	2 件	(物件等移転補償)		
合計	7,826 千円				
【施策の評価】					
R4年度は、2件の用地取得を行った。					
R5年度以降も引き続き、計画的な用地取得を行い、早期に道路工事を進めていく必要がある。					
スマートIC設置関連事業					都市整備課
総 額	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
112,829	29,040		50,100	7,352	26,337
【施策の目的】					
小郡鳥栖南スマートインターチェンジを設置することにより、鳥栖ジャンクションという地域資源を最大限に活用した周辺開発による地域活性化を図ることを目的とする。					
【施策額の内訳及び実施】					
・ 工事費	101,538 千円	既存河川、水路、道路付替え工事			
・ 負担金	11,291 千円	環境調査、工所用借地			
合計	112,829 千円				
【施策の評価】					
スマートIC設置に支障となる既設河川、水路、道路の付替え工事を実施した。					
令和5年度においても、早期完成に向けて引き続き工事を進める。					

市道舗装事業		都市整備課			
総 額	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
74,556	4,620		58,500		11,436
【施策の目的】 道路の安全な交通環境を確保するため、道路舗装の機能維持を図る。					
【施策の実施及び施策額の内訳】					
(1) 舗装工事(16箇所)					74,556 千円
					74,556 千円
【施策の評価】 未舗装道路の舗装、舗装の改修を進め、適正な維持管理に努めている。また、通学路の路側帯については、カラー舗装を整備し、歩行者の安全性・利便性の向上に取り組んでいるが、幹線道路などを含む交通量が多い道路や整備から経過年数が長い生活道路では、経年劣化が進んでいるため、状況に応じた適正な維持管理を行っていくことが課題である。また、通学路の安全性向上のためカラー舗装の要望が多くされているが、舗装の老朽化が進んでいるため舗装の更新と併せてカラー舗装の整備を行うなど、今後も整備を進める必要がある。					
交通安全施設等整備事業		都市整備課			
総 額	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
16,436					16,436
【施策の目的】 道路の安全な交通環境を確保するため、交通安全施設の整備・機能維持を図る。					
【施策の実施及び施策額の内訳】					
(1) 交通安全施設設置工事(2件)					9,106 千円
(2) 交通安全施設修繕工事(25箇所)					7,330 千円
					16,436 千円
【施策の評価】 交通安全施設全般(道路反射鏡、区画線、防護柵等)の整備、維持管理を実施し、安全性の向上に努めているが、道路反射鏡や区画線の経年劣化が進み、更新が必要な交通安全施設が多くあるため、状況に応じた更新が必要である。なお、舗装の老朽化も進んでいるため舗装の更新と併せて区画線の更新を進める必要がある。また、近年では、通学路に対して安全対策の要望が増加している。今後も道路の安全な交通環境を確保するため、整備を進める必要がある。					
大崎・下岩田14号道路整備事業【社会資本整備総合交付金】		都市整備課			
総 額	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
15,967	8,591		6,200		1,176
【施策の目的】 下岩田交差点(変則五差路)の通行危険回避のため、石原川未整備区間の整備と併せて通学路の歩道整備を行い、治水能力の向上と通学路の安全対策を図る。					
【施策の全体計画】 大崎・下岩田14号線 L=210m W=7.5m(車道5.0m+歩道2.5m) H25~R4 柳内橋架替 L=15.2m 石原川未整備区間の整備 L=90m					
【施策の実施及び施策額の内訳】					
(繰越)					
(1) 工事費(道路改良工事 2件(うち1件 現年・繰越合併))					14,780 千円
(現年)					
(1) 工事費(道路改良工事 1件(現年・繰越合併))					1,187 千円
					15,967 千円
【施策の評価】 本事業は、令和4年度に完了したことで、治水能力の向上と通学路の安全性が確保された。					

八坂・下西鯨坂114号線道路整備事業【社会資本整備総合交付金】狭あい促進

都市整備課

総額	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
13,753	6,003		5,400		2,350

【施策の目的】

県道二森石崎線と市道幹線を結ぶ重要な準幹線道路の役割を担う道路として現道を拡幅し、地域交通の円滑化を図る。

【施策の全体計画】

八坂・下西鯨坂114号線

L=100m W=6.0m H29～R4

【施策の実施及び施策額の内訳】

(繰越)

(1) 工事費 1件	13,482 千円
(2) 補償費 1件	271 千円
	13,753 千円

【施策の評価】

本事業は、令和4年度に完了したことで、安全性・利便性の向上が図られた。

小郡・西福童3081・3086号線整備事業

まちづくり推進課

総額	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
20,270			16,200		4,070

小郡・西福童3081・3086号線

(2期事業)整備延長L=180m 幅員W=14m 交差点改良 H20～

【施策の目的】

現道は幅員が約5mの道路である。通学路として利用されているが歩道が無く、市道28号線(旧県道久留米小郡線)と市道16号線を接続する道路で、久留米・鳥栖方面へ向かう通勤車両が多く危険な状況である。道路利用者の安全性及び利便性の向上を図るため、道路の拡幅並びに歩道の整備、交差点改良を行う。

【施策の実施及び施策額の内訳】

委託料	6,994千円 (交差点詳細設計)
工事費	13,276千円 (道路改良工事)
計	20,270千円

【施策の評価】

歩道の一部(南側)約65mの工事を行い、整備が進捗した。令和5年度においても、早期完成に向けて引き続き工事を進める。

端間駅周辺地区 地区(西部)計画整備事業

まちづくり推進課

総額	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
54,438	21,907		25,600		6,931

小郡・東福童3578号線

整備延長L=212m 幅員W=12m H23～R4

【施策の目的】

西鉄端間駅周辺の活性化並びに良好な居住環境の形成強化による合理的な土地利用の増進を図るため、地区整備計画を策定し、端間駅西口駅前広場と進入道路の整備を行う。

【施策の実施及び施策額の内訳】

(繰越)

工事費 27,331千円(道路築造工事、照明灯設置工事、駐輪場整備工事)

(現年)

委託料	142千円 (弁護士報酬等)
工事費	24,020千円 (道路築造工事)
用地費	475千円 (用地買収 1件 A=30.07m ²)
補償費	2,470千円 (残地補償、通損補償 各1件)
計	27,107千円

【施策の評価】

全ての用地取得を完了し、駅前広場と駐輪場の整備を完了した。

三国・津古5310号線道路整備事業

まちづくり推進課

総 額	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
6,847	3,422		3,000		425

三国・津古5310号線
整備延長L=96m 幅員W=6m H30～

【施策の目的】
津古区の公民館へつながる道路であるが、現道幅員が約3mと狭く、車の離合ができない状況である。地域住民の利便性の向上を図るとともに、緊急車両の通行を可能にし安全性を確保するため、道路の拡幅整備を行う。

【施策の実施及び施策額の内訳】
 用地費 2,394千円 (用地買収 2件 A=66.25m²)
 補償費 4,453千円 (物件移転補償 1件)
 計 6,847千円

【施策の評価】
地権者と用地交渉を行い、2件の用地取得を行った。引き続き残りの地権者と交渉を行い、用地取得の早期完了を目指す。

橋梁維持補修事業【社会資本整備総合交付金】

都市整備課

総 額	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
32,366	17,894		6,400	7,617	455

【施策の目的】
老朽化する道路橋について、長寿命化修繕計画を策定することで予防的な修繕、計画的な架替を行い、橋梁の長寿命化に伴う維持修繕費用の縮減を図る。

【施策の実施及び施策額の内訳】
(繰越)
(1) 工事費 2橋(大堤橋・吹上2号橋(現年・繰越合併)) 3,896 千円

(現年)
(1) 委託料 橋梁点検業務 139橋、補修設計業務 5橋、橋梁長寿命化修繕計画見直し 25,815 千円
(2) システム使用料 (道路橋維持管理システム) 265 千円
(3) 工事費 2橋(大堤橋・吹上2号橋(現年・繰越合併)) 2,390 千円
32,366 千円

【施策の評価】
橋梁の長寿命化修繕計画策定を基に計画的な予防保全型の修繕が実施できており、修繕費用の縮減が図れている。
今後も随時、橋梁点検を行い、適正な維持管理に努め修繕費用の縮減を図る。

排水路整備事業

都市整備課

総 額	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
21,869			6,900	5,755	9,214

【施策の目的】
素掘り水路箇所の整備工事や適正な水路の維持管理の実施により、清潔で安全な住環境を保つ。

【施策の実施及び施策額の内訳】
(繰越)
(1) 排水路整備工事 N=1件 5,635 千円

(現年)
(1) 修繕料(水路補修等) N=9件 3,460 千円
(2) 手数料(浚渫等) N=10件 3,289 千円
(3) 清掃委託料 他 270 千円
(4) 排水路整備工事 N=2件 9,215 千円
21,869 千円

【施策の評価】
素掘り水路のコンクリート化や浚渫による排水不良箇所の改善等を実施した。水路は、良好な住環境を確保するとともに、治水対策としても重要な役割がある。
水路がもつ流下機能を最大限発揮できるよう、浚渫や修繕等の維持管理の徹底を更に推進する必要がある。
また、費用対効果の高いものから排水路整備工事に取り組む。

8款 土木費 3項 河川費

(単位:千円)

河川総務費		都市整備課			
総 額	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
3,314	1,403	482			1,429
【施策の実施】 河川総務に関する事業					
【施策額の内訳】					
	(1) 水門等操作委託(上西、今朝丸、赤川、築地川)				1,847 千円
	(2) 石原川雑草等除去作業委託				188 千円
	(3) 水門等操作人及び雑草除去作業人傷害保険				44 千円
	(4) 県河川協会負担金等				1,235 千円
					3,314 千円
【施策の評価】 国及び県管轄の宝満川に設置されている水門等の操作を地元へ委託し、水門等の操作を行うことにより、河川からの逆流を防ぎ浸水被害の軽減を図っている。 特に浸水被害に大きな影響を及ぼす築地川樋門、今朝丸水門については、国・県・市・操作員一体となった情報共有を図り、大雨時の対応を実施する必要がある。 しかしながら、操作員の高齢化・少数化により、担い手不足が懸念される場所であるため、操作員の労力軽減に向けて国・県へ要望していく必要がある。 また、市営河川石原川の法面等に繁茂する雑草等の除去を実施したことにより、河川環境の向上を図った。					
河川維持補修費		都市整備課			
総 額	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
37,813			18,200	12,878	6,735
【施策の目的】 市営河川の護岸整備及び修繕を行い、河川災害の発生を予防する。 また、市営河川や雨水調整池の浚渫等を行い、浸水被害軽減を図る。					
【施策の実施及び施策額の内訳】 (繰越)					
	(1) 浚渫工事(若山堤) N=1件				7,539 千円
(現年)					
	(1) 修繕料(河川施設補修) N=6件				3,194 千円
	(2) 手数料(浚渫等) N=6件				4,992 千円
	(3) 委託料(石原川・鎗巻川流域治水事業基本計画策定業務)				12,878 千円
	(4) " (若山堤洪水吐水路計画検討業務)				3,410 千円
	(5) 護岸整備工事(鎗巻川) N=1件				5,800 千円
					37,813 千円
【施策の評価】 市営河川の護岸整備及び修繕を行い、河川災害に対する一定の防止対策を図ることができた。 石原川・鎗巻川の流域治水事業基本計画を策定したことで、両河川の問題点や改修優先度が洗い出された。 今後は、本計画に基づいて優先度の高いものから整備等に取り組む方針である。 また、調整池において本来の機能が十分発揮されるよう、各調整池の状況を把握し、計画的な浚渫等を実施する。					

8款 土木費 4項 都市計画費

(単位:千円)

インター周辺まちづくり構想(案)作成業務委託料					都市計画課
総 額	財 源 内 訳				一般財源
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
2,651				2,651	
<p>【施策の目的】 筑後小郡インターチェンジ周辺地域及び新たに設置される小郡鳥栖南スマートインターチェンジ周辺地域を対象として、地域の現状やニーズを踏まえながら、対象地域の役割を明らかにし、完全に農地から工業・産業系用地へ転換してしまう従来型の開発ではなく、本市の基幹産業である農業を加えたまちづくり構想及び事業化手法の検討を行うことを目的とする。</p>					
<p>【財源内訳】 ・まちづくり支援基金 2,651千円</p>					
<p>【施策の実施】 ・計画検討(上位・関連計画の整理、現行都市計画マスタープランの実態把握、今後のまちづくり及び土地利用の方向性整理) ・定住意向把握等(市民・事業者に対しアンケートの実施)</p>					
<p>【施策額の内訳】 ・業務委託料 2,651千円</p>					
<p>【施策の評価】 筑後小郡インターチェンジ周辺においては、基幹公共交通軸である甘木鉄道の各駅周辺への居住機能、生活利便施設の誘導を図るとともに、既存集落の活力維持・再生のため、定住人口の受け皿づくりに取り組む。さらに、交通・生活利便性の更なる向上、交流人口の拡大を図るため、新駅設置に取り組むほか、都市計画手法を活用した基盤整備に取り組む。また、小郡鳥栖南スマートインターチェンジ周辺においては、治水対策を踏まえた新たな土地利用の促進を図り、持続可能なまちづくりを進めていく。</p>					
都市計画基礎調査委託料					都市計画課
総 額	財 源 内 訳				一般財源
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
6,578		1,551			5,027
<p>【施策の目的】 都市計画法第6条の規定に基づき、本市の現況及び都市の動向、将来の見通しを把握するため、人口、土地利用、建物、都市施設、交通、自然環境等、公害及び災害、景観・歴史資源等に関する調査分析を行い、問題点・課題の抽出を行うことで、今後の良好な都市計画施策に活用できる基礎データとして整理することを目的とする。</p>					
<p>【財源内訳】 ・令和4年度都市計画基礎調査業務委託金 1,551千円</p>					
<p>【施策の実施】 ・都市計画施策に活用する基礎データの整理 市内の人口、土地利用、建物、都市施設、交通、自然環境等、公害及び災害、景観・歴史資源等について調査を実施</p>					
<p>【施策額の内訳】 ・業務委託料 6,578千円</p>					
<p>【施策の評価】 都市計画施策に有用なデータの抽出を行うことができた。今後このデータを活用し、将来を見据えた都市計画を推進していく。</p>					

都市計画マスタープラン策定業務委託料					都市計画課
総 額	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
4,972					4,972
【施策の目的】					
都市計画制度を活用した都市基盤整備の向上を図るため、今後20年間の小郡市の都市計画の方向性を示す小郡市都市計画マスタープランの改定を行い、本市の課題である市街化調整区域の既存集落の維持、活性化や市街地の都市基盤整備を推進するとともに人口減少、少子高齢化を踏まえた環境にやさしいコンパクトなまちづくりを推進する。					
【施策の実施】					
<ul style="list-style-type: none"> ・計画検討(今後のまちづくり及び土地利用の方向性整理、全体構想の作成、地域別構想の作成、実現化方策の検討) ・ワークショップの実施 ・庁内検討委員会の開催 					
【施策額の内訳】					
<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託料 4,972千円 					
【施策の評価】					
住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫のもとに住民の意見を反映し、まちづくりの具体性のある将来ビジョンを確立し、地域のあるべき「まち」の姿を定める都市計画マスタープラン(案)を策定した。令和5年度の公表に向け国・県などの関係機関との協議を進めていくとともに、協議後にパブリックコメントを実施する。今後、計画を公表し、立地適正化計画と連動した「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを進めるため、鉄道駅周辺に生活に必要な機能を誘導・集約し、それらの拠点や生活エリアを結ぶための公共交通手段の充実を図る。					
立地適正化計画策定業務委託料					都市計画課
総 額	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
924	462				462
【施策の目的】					
立地適正化計画は、持続可能な都市構造への再構築を目指し、人口減少社会に対応したコンパクトシティを実現するための計画である。持続可能なまちづくりに向け、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能を適正な位置へ集約・誘導するものである。公共交通を軸とし、居住の集約や各種都市機能の適切な配置を図ることで、人口減少下でも都市の活力を維持していくことを目的とする。					
【財源内訳】					
<ul style="list-style-type: none"> ・集約都市形成支援事業費補助金 462千円 					
【施策の実施】					
<ul style="list-style-type: none"> ・立地適正化計画(案)の策定 ・庁内検討委員会の開催 					
【施策額の内訳】					
<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託料 924千円 					
【施策の評価】					
人口減少・少子高齢化に対応したまちづくりを行うため、都市機能や居住を各拠点に集約し、各拠点と公共交通を連携しながら、都市機能の維持と歩いて暮らせるまち「コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現を図るため、立地適正化計画(案)の策定を行った。令和5年度の公表に向け国・県などの関係機関との協議を進めていくとともに、協議後にパブリックコメントを実施する。また、公表後は、この計画に基づいて各拠点の都市機能の誘導・集約に向けた支援と、市内の公共交通の充実を図ることで、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを推進していく。					
デマンドタクシー導入実証実験委託料					都市計画課
総 額	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
9,692		2,681		7,011	
【施策の目的】					
本市のコミュニティバスの路線では、立石ルート、御原・味坂ルートで、1便あたりの乗客数が少なく運行効率が極めて低くなっている(令和4年9月に廃止)。このような状況から路線定期型交通の路線バスよりも本市の現状にあった新たな公共交通体系としてデマンド型交通の導入を検討するにあたり、デマンド型交通導入に関する実証実験を実施するもの(令和4年10月から本格運行)。					
【財源内訳】					
<ul style="list-style-type: none"> ・生活交通確保対策補助金 2,222千円 ・オンデマンド交通システム導入支援事業費補助金 459千円 ・まちづくり支援基金 6,811千円 ・企業版ふるさと納税寄付金(行政システム九州) 200千円 					

【施策の実施】

- ・利用できる方:立石・御原・味坂校区にお住まいの方
- ・実施期間:令和4年4月1日～令和5年3月31日
- ・運行実績:148日運行、利用者数2,873人
- ・運行日:火曜日、金曜日、土曜日(祝日、お盆(8月13日～15日)、年末年始(12月31日～1月3日)を除く)
- ・運行時間:8:00～17:00
- ・利用料金:1回の乗車あたり一律400円(小学生未満無料)
- ※令和4年4月1日～令和4年9月30日の実証実験期間中は300円
- ・運行方式:自宅⇄指定施設間、指定施設⇄指定施設間を運行(事前予約制)
- ・指定施設:立石・御原・味坂校区内の鉄道駅、公共施設、商業施設、医療機関等
 ※立石・御原・味坂校区外の施設も一部指定(西鉄の急行停車駅、イオン小郡、市内全域の医療機関など)
- ・予約の受付方法:電話、WEB
- ・使用車両:小型タクシー2台

【施策額の内訳】

・デマンドタクシー運行委託料	8,655千円
・オンデマンドシステム使用料	1,011千円
・予約用携帯電話使用料	26千円

【施策の評価】

利用実績とアンケート調査の結果から運行方法の見直しを行いながら、令和4年10月からデマンドタクシーの本格運行を行った。今後もデマンドタクシーを地域の公共交通手段として確保・維持していくため、更なる利用促進と新規利用者数確保を図っていく必要がある。

地域公共交通費

都市計画課

総額	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
33,137				4,500	28,637

【施策の目的】

市民の生活交通手段を確保し、あすてらすや生涯学習センターなど公共施設への移動を容易にするとともに、特に交通弱者である高齢者や障がい者、妊婦など車の運転が困難な方々の移動手段として、市域の利便性の向上を図ることを目的とする。

【財源内訳】

- ・コミュニティバス運行協力金 4,500千円

【施策の実施】

- コミュニティバス運行
- ・運行ルート:4ルート
- ・運行車両:小型低床ノンステップミニバス「日野ポンチョ」:定員27名
- ・運行台数:3台
- ・運行日:年末年始(12月31日～1月3日)、お盆(8月13日～15日)、日曜・祝日
 を除く毎日(令和4年度運行実績:291日)
- ・運賃:全区間一律100円(小学生未満無料)
- ・運行頻度(1日当り) 1日23便運行
 [端間・大原] (往路3、復路3) [東野・美鈴が丘] (往路4、復路4)
 [横隈・津古] (往路4、復路3) [通勤通学] (往路1、復路1)
 ※立石、御原・味坂ルートは令和3月10月から休止し、令和4年9月末に廃止
- ・乗車状況
 [端間・大原] 13,097人(45人/日) [東野・美鈴が丘] 13,219人(45人/日)
 [横隈・津古] 16,550人(57人/日) [通勤通学] 4,185人(14人/日)
- ・利用者総数47,051人(1日平均162人)

【施策額の内訳】

- ・運行経費補助金 33,137千円
 (運行経費から運賃収入及び広告収入を控除)

【施策の評価】

コミュニティバスは平成16年度に運行を開始したが、社会情勢の変化により、運行効率・利便性の低下、利用者数の減少が顕著になってきている。このことから、令和4年10月に宝満川左岸地域(立石・御原・味坂小学校区)での「おごおり相乗りタクシー」の本格運行に伴い、コミュニティバスの立石、御原・味坂ルートを廃止した。今後は、宝満川右岸地域(小郡・大原・東野・三国・のぞみが丘小学校区)において現在運行しているコミュニティバスのルートについても新たな公共交通手段への置き換えを検討していくための実証実験を行う。

公園管理費		まちづくり推進課			
総 額	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
57,352		2,167		416	54,769
【施策の目的】 公園の安全性、快適性を確保し、市民の憩いの場とするため、公園の機能維持を図る。					
【施策の実施及び施策額の内訳】 市内公園・緑地137箇所維持管理					
① 光熱水費 3,736 千円 ② 修繕料(遊具、フェンス、照明、トイレ等) 5,535 千円 ③ 管理委託料(樹木剪定・伐採・消毒、花立山整備、除草、清掃、遊具点検等) 43,115 千円 ④ 借地料(城山公園内ため池、駐車場、花立山山林) 3,837 千円 ⑤ その他(消耗品費、通信料、保険料、トイレリース料、原材料費等) 1,129 千円					
計 57,352 千円					
【施策の評価】 市民の憩いの場として公園を快適で安全に利用できる様に、除草、清掃、施設修繕、樹木剪定などの維持管理を行っている。また、展示林整備事業(県補助)を活用し、花立山の桜の木の植樹を行った。樹木の肥大化や施設の老朽化の対策として、適切な維持管理を継続していく必要がある。					
公園施設長寿命化対策事業		まちづくり推進課			
総 額	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
30,274	15,000		13,500		1,774
対象となる都市公園39箇所 H28～					
【施策の目的】 公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化した遊具の更新を行い、公園の安全性・快適性の向上を図る。					
【施策の実施及び施策額の内訳】 都市公園5箇所の遊具更新(井ノ浦公園、生掛公園、大保道公園、東町公園、寺福童公園) 工事費 30,274 千円 (遊具更新工事)					
【施策の評価】 都市公園5箇所の老朽化した遊具の更新を実施したことで、対象公園の安全性・快適性が向上した。利用者が安全で快適に利用できるよう、計画に基づき引き続き事業を行っていく必要がある。					

下水道事業会計繰出金					下水道課
総額	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
513,425					513,425
【施策の目的】					
最近における社会経済情勢の推移、下水道事業の現状にかんがみ、地方公営企業法等に定める経営に関する基本原則を堅持しながら、下水道事業の経営基盤の強化と整備促進を図ることを目的とする。					
【施策の実施】					
下水道事業に要する経費のうち、総務副大臣通知に基づく一般会計が負担すべき経費について、地方公営企業繰出基準に従い繰出を行う。 なお、基準内の繰出については、その一部が地方交付税等において考慮されるものである。					
【施策額の内訳】					
					(単位:千円)
下水道事業会計繰出金					513,425
下水道事業負担金					370,226
基準内	雨水処理に要する経費(減価償却費・利子償還金・維持管理費)				25,776
	分流式下水道等に要する経費				304,423
	流域下水道の建設に要する経費(臨時措置分に係る利子償還金)				13,566
	下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費				3,782
	高度処理に要する経費				17,798
	下水道事業債(特別措置分)の利子償還に要する経費				776
	緊急下水道整備特定事業(臨時措置分及び特例措置分)の利子償還に要する経費				3,452
	地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費				580
	臨時財政特例債の利子償還に要する経費				73
	下水道事業出資金				
基準内	雨水処理に要する経費(用地に係る元金償還金・建設改良費)				217
	流域下水道の建設に要する経費(臨時措置分に係る元金償還金)				54,712
	下水道事業債(特別措置分)の元金償還に要する経費				58,710
	緊急下水道整備特定事業(臨時措置分及び特例措置分)の元金償還に要する経費				28,053
臨時財政特例債の元金償還に要する経費				1,507	
【施策の評価】					
①前年度との比較や進捗状況					
前年度繰出金528,736千円と比較し、15,311千円の減額となった。 減額の主な理由は、前年度よりも流域下水道事業における剰余金の返還が増加したことに伴い、分流式下水道等に要する経費が減少したためである。					
②課題や施策を進めるうえでの留意点等					
地方公営企業繰出基準に基づいた適切な繰出を行うことである。					
③今後の見直し点や方針等					
地方公営企業繰出基準に基づいた繰出を実施することで、下水道事業の経営基盤の強化と整備促進を図るとともに、適正な経費負担の実現に努める。					

8款 土木費 5項 住宅費

(単位:千円)

市営住宅維持補修事業					都市計画課
総額	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
12,966					12,966
【施策の目的】					
住宅の修繕及び管理委託を行うことにより機能の維持を行う。					
【施策の実施/施策額の内訳】					
(1)修繕料	8,870千円				
(2)委託料	3,586千円				
(3)その他	510千円				
市営住宅団地名及び管理戸数					
(1)長松住宅	56戸	(5)小坂井住宅	17戸		
(2)下岩田住宅	16戸	(6)駅前住宅	20戸		
(3)井上第1住宅	56戸	(7)若山南住宅	5戸		
(4)井上第2住宅	60戸	合計 230戸			
【施策の評価】					
住宅の修繕及び管理委託を行うことにより、入居者が安心して生活できた。					